

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年 11 月 10 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600395号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600179号

## 第1 結論

請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和32年3月21日から同年7月1日に訂正し、同年3月から同年6月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

昭和32年3月21日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和32年3月21日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和32年3月21日から同年7月1日まで

A社には、昭和32年3月中旬まで勤務し、継続して同月から、A社のグループ会社であるC社に出向となり、同社に勤務した。そして、同年7月から正式にC社に移籍となった。しかしながら、C社に出向中の請求期間における厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。C社に出向中の給与はA社から従前と同額が支払われ、厚生年金保険料も従前と同額が控除されていたので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

出向先の上司及び複数の同僚の陳述及び回答から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務し(昭和32年7月1日にA社からC社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和32年2月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。